

令和5年第1回

臨時会会議録

会 期

令和5年2月6日(月)

会 議 日

令和5年2月6日(月)

東串良町議会

令和5年第1回東串良町議会臨時会（第1号）

開 会 令和5年2月6日 午前10時00分
閉 会 令和5年2月6日 午前10時19分

出席議員（10人）

1番 小川 香織	2番 児玉 勇治
3番 瀬戸山 譲一	4番 牧原 完治
5番 西園 貞美	6番 泊 重巳
7番 前田 隆	8番 上園 ミキ
9番 宮地 利雄	10番 田之畑 稔

欠席議員（0人）

会議録署名議員（会議規則第127条）

8番 上園 ミキ 9番 宮地 利雄

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町長	宮原 順
副町長	畠中 勇一郎
総務課長	江口 勝志
建設課長	寺園 竜二
企画課長	中島 孝一
総務課長補佐	上野 史生

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 浜屋 啓子 書記 大園 保広

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	議事日程のとおり
会議の経過	別紙のとおり

議 事 日 程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額の決定について）

日程第 4 議案第 1 号 令和 4 年度東串良町一般会計補正予算（第 7 号）

日程第 5 議案第 2 号 令和 4 年度東串良町防災施設新築工事請負変更契約について

日程第 6 議案第 3 号 東串良町役場課設置条例の一部を改正する条例の制定について

会 議 の 経 過

開 会 午前10時00分

議 長（田之畑）

ただいまから、令和5年第1回東串良町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

日程の報告をします。

日程は、印刷してお手元に配付してありますので朗読を省略します。

~~~~~

## ◆ 日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（田之畑）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番 上園ミキ議員及び9番 宮地利雄議員を指名します。

~~~~~

◆ 日程第2 会期決定の件

議 長（田之畑）

日程第2 会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日の1日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日の1日間に決定しました。

~~~~~

## ◆ 日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額の決定について）

議 長（田之畑）

日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額の決定について）を議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

## 会 議 の 経 過

町長。

町 長（宮 原）

おはようございます。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

東串良町所有の公用車による交通事故について損害賠償の額を決定し、和解を早急に行う必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分いたしましたので同条第3項の規定により御報告し、承認を求めるものでございます。よろしく御審議くださるよう、お願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額の決定について）を採決します。

お諮りします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決定されました。

~~~~~  
◆ 日程第4 議案第1号 令和4年度東串良町一般会計補正予算（第7号）

会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

日程第4 議案第1号 令和4年度東串良町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

議案第1号 令和4年度東串良町一般会計補正予算（第7号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5億7万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億4,307万円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるところでございます。また、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費によるところでございます。

御審議くださるよう、よろしく願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第1号 令和4年度東串良町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◆ 日程第5 議案第2号 令和4年度東串良町防災施設新築工事請負変更契約について

議 長（田之畑）

日程第5 議案第2号 令和4年度東串良町防災施設新築工事請負変更契約についてを議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

議案第2号 令和4年度東串良町防災施設新築工事請負変更契約について、御説明申し上げます。

令和4年東串良町議会第2回定例会の議決を経て締結した令和4年度東串良町防災施設新築工事請負契約について、建設工事請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

御審議くださるよう、よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番 小川議員。

1 番（小 川）

当初契約金額より1,385万3,000円の増額ということですが、この増額分について、どのような財源が充てられるか確認をいたします。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

1,380万円程度の財源は何かということによろしかったですよね。それにつきましては、緊急防災・減災事業債、いわゆる有利な起債を全額充てようというふうに考えているところではございますが、いかんせん県の枠もございますので、その枠を見つつある部分一般財源も投入が必要になってくるのかなと想定いたしているところ

会 議 の 経 過

でございます。
以上です。

議 長（田之畑）
ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）
ないようですので、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）
討論なしと認めます。
これから、議案第2号 令和4年度東串良町防災施設新築工事請負変更契約についてを採決します。
お諮りします。
本件は、このとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）
異議なしと認めます。
したがって、本件はこのとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第6 議案第3号 東串良町役場課設置条例の一部を改正する条例の制定について

議 長（田之畑）  
日程第6 議案第3号 東串良町役場課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。  
本案について、町長からの提案理由の説明を求めます。  
町長。

町 長（宮 原）



## 会 議 の 経 過

議案第3号 東串良町役場課設置条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本町におけるDX等の推進を職務とする「まちづくり推進課」を設置したいため、東串良町役場課設置条例の一部を改正するものでございます。

御審議くださるよう、よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番 泊議員。

6 番（ 泊 ）

今東串良町の職員定数は95名でございます。現在行政事務も複雑高度化になってきておりますので、住民サービスを図るうえで職員定数を増やす考えはないかお尋ねいたします。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

議員おっしゃったとおり、職員定数につきましては95名ということでございます。現在の職員数につきましては、90名というところで執務を行っているところでございますが、4月1日には採用、退職含めて92名になる予定といたしておりますので、その中で運用をしていきたいと考えておりますので、まだ95名まで人数も余裕はございますので、現在のところ、現状のままで行きたいなというふうに考えているところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

3番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

この件に関して先ほど、ちょっと説明もありましたけど、これちょっとお尋ねになるんですけど、肝付町の事例を参考にしてでもという話をちょこっと言わせていただきました。それで固有名詞はさっき申し上げましたけど、総務省のある方が来られて、一つやっぱりポイントになるっていうのは、このDX課、今議会も今度YouTubeとかいろいろ話が出て動いてますけども、その総務省におられた方がやっぱりされたということは、そういう役職をいただいて、デジタル化を肝付町は進めた中で議会とのやり取

## 会 議 の 経 過

りをされていたということで、一般質問の動画サイトに掲載するその手段、方法、段取り、最後までシステムを作ってくれたのもその方だったそうです。つまり、何を言いたいのかって言うのは、DX課は、やっぱりこれから町民のみなさんのための利便性ということのをさっきも第一答に言われましたけども、それ以上にいろんな幅を持たせるという意味で議会とのやり取り。そして、いろんな枠がこれからも大きく広がっていくんじゃないかなという概念をもっていかないといけないんじゃないかなと。だから町民のための利便性だけということを強調されましたけども、そういうところもこれから勘案していかないといけないと思います。だからさっき言われた、肝付町の松岡さんという方は、議会のYouTubeの段取りまでしてくださって地方に帰っていかれたということで、ある意味議会もそういうデジタルを進める意味では、役場の中にそういうDX課ができた場合には、お互いやり取りをして、お互いに高め合っていくということが必要ではないかと思いますが、その気概はいかがなものか、ちょっとお伺したいです。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

議員おっしゃるとおり、あらゆる面でも議会ともそうでしょうけど、第一にマイナンバーカードの推進も進めておりまして、今80パーセントから超えておりまして、これが県内第4位でございます。全国では13番目ですけども。そういう形でマイナンバーカードを使ったそういうものに取り組みなければならないという、有利に使わなくちゃ。ただ取得はしたけど、何も使えないということがあったものですから、ぜひともこれに取り組みなければいけないと急務でございます。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

今回推進課を設置することで、町には具体的にどのような影響があるかお尋ねします。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

町にどのような影響があるかということですが、さきほど瀬戸山議員の方からもありましたとおり、住民の利便性という部分がまず大事だろうと思いますし、ただ、もちろんデメリットということもあろうかとは思いますが、それは職員が増えるという部分がデメリットもございます。それにつきましては、司令塔という形でやっていかないと、

## 会 議 の 経 過

ちょっと厳しいのかなというふうに思います。なぜならば、各課の横断的事務を統括しながら住民の利便性に即した中で、課の中で推進していくということになろうかと思しますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

今答弁いただいたように住民の利便性、デメリット、メリットもあるというようなことでこちらの課を設置されることで想定されているいくつもの課題や計画の方があると考えます。この会が始まる前に説明された計画に示された項目というのを6個説明をしていただいたと思うんですけども、具体的に自治体デラックスの取り組みとあわせて取り組むべき事項、デジタル田園都市国家構想実現のための地域社会のデジタル化の推進、またデジタルデバイド対策について具体的な計画があるのであれば、具体的内容、期間、予算、予想される人員配置について説明願います。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

そこがまだ煮詰まってないということで新たにこの課を作って、そこで今後、議論、協議し、いろんな形で事業展開していくということでご理解いただきたいというふうに思います。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

3 番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

今小川さんが言われたとおり、課長の答弁は、まだ煮詰まっていないということでしたけども、いつも思うことですが、こういう大事な事業を起こすときは、やはり議会の方にも最初具体的な中身を提案してくださるとか、そしてそれから進めていく中ではその途中経過がどういうことであったかというのをやっぱり、ギブアンドテイク、例えばパブリックコメントみたいな形で進めていかないと、やはり出来上がってからお願いしますという形が結構見受けられる感じがしますので、いろんな事業に関して。こういう大事なことは、これから議会とも密にやり取りをしながら、その途中経過で議会にも提示をしていただいて、議会からもいろんなことを提案、意見具申をさせていただくような形で、両者で進めていくことが大事ではないかなということで、それをお願いした

いと思います。

以上です。

議 長（田之畑）

質疑ですからね。質疑と討論というのは、よくわきまえてやっていただくように。その時は、討論の中でやってもらえばいいわけで、まだありますか。

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

先ほど同僚議員の方もおっしゃっていたんですけど、今回の課の設置は住民の利便性を図るものとお聞きいたしました。このなかで、やはり住民の利便性ということで、内容の方もまだ計画が煮詰まっていないということだったので、今後この課において住民の参加型というような計画、参加型にしていろいろな利便性を検討していくというような計画はあるのかどうかだけ教えていただけたらありがたいです。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

住民参加型であるのか、簡単に言えばそういうことだろうと思いますが、これは役場の事務形態の中でやっていきますので、特段住民の参加型というところは、課の中で議論、協議するものと思いますが、私の今の考えといたしましては、職場の部分のシステム構築ということになろうと思いますので、特に今のところは考えていないところでございます。

議 長（田之畑）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

9 番 宮地議員

9 番（宮 地）

私は、今回のまちづくり推進課の設置については、反対の意見を述べておきます。と申しますのは、住民の利便性を向上させるということにはなっているが、各種報道によれば、既に大企業などの利便性、自治体を通じて縦横に膨大な量のデータが集積される、そういう準備が進んでいると。このデジタル田園都市国家構想交付金などをちらつかせて、自治体をそういう方向に推進させているというふうに思われて仕方がありません。特にこの本町における課題の最後にありますが、セキュリティに関する取り組み。これは、実際上は企業の重要な専門知識によって、動かさざるを得ないような複雑な仕組みに既

## 会 議 の 経 過

になっているということから考えても、今後この課題での大きなつまずきが予想されることを指摘して、反対の討論といたします。

議 長（田之畑）

次に、原案に賛成者の発言を許します。  
賛成者の発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

他に、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第3号 東串良町役場課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

議 長（田之畑）

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
議 長（田之畑）

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第1回東串良町議会臨時会を閉会します。

閉 会 午前10時19分